地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

地方交付税法の一部改正

第一 地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) の一部を次のように改正する。

附 i則第四: 条第一 項中 「五千億円」を 「三千億円」 に改める。

附則

第六条の二中 「令和六年度分及び令和七年度分」 「令和六年度から令和八年度までの各年度分」

を

に、 令 和六年度」 を 当該 額 いから、 令和· 六年度」 に、 「基金費の 額」 を 「令和 五. 年度基金費

額」 「控除」 額 を 「令和 五年改正法に係る令和六年度控除額」 に、 「基金費の 額 から令 和 芳 年度

に おける控除額」を 「令和五年度基金費の額から令和五年改正法に係る令和六年度控除 額を控除 した額及

び 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一 部を改正する法律 (令和六年法律第七十一号) 附則第二条

の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額 (以下この条におい 7

六年度基金費の 額」 という。 0 百分の五十に相当する額 (以下この条に おいて 「令和六年改正法に係る

令 和七 年度控除 額 という。 の合算額を控除 した額とし、 令和八年度にあつては令和六年度基金費の額

か ら令和六年改正法に係る令和七年度控除額」 に改める。

附則第六条の三第一項第一号及び第三項中 「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和六年八

月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改める。

附則第十一条中「同じ。) 及び」を「同じ。)、」に、 \bigcup の合算額」を「) 及び四千九百八十億円の

合算額」に、 「とし、 」を 「に四千億円を加算した額とし、」 に、 「から返還金等の額及び令和六年度震

災復興 (特別交付税額) を 「から返還金等の 額、 令和六年度震災復興特別交付税額及び四千九 百八十億円」

に、 「及び令和六年度震災復興特別交付税 額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 合算 類を加算 した額」 を 令和六年度震災復興 、特別交付

税額及び九百八十億円の合算額を加算した額」に改める。

特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項を削 り、 同条第四項中 「前項に規定するもののほ か、 を削り、 「地方公共団体金融

機構法」 の 下 に (平成十九年法律第六十四号) 」 を加え、 同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項中「及び第四項」を削る。

附則第十二条の四第一項中 「及び第四項」 を削り、 同条第三項中 「及び第四項」 を削り、 並 立びに を

「及び」に改める。

附則

(施行期日)

.

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費等の基準財政需要額への算入)

第二条 令和六年度に限り、 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定に

よる改正後の地方交付税法 (次条において「新法」という。)第十一条の規定による基準財政 需要額は、

同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、

用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

	道府県	地方団体の種類
二 給与改定費	一臨時経済対策費	経費の種類
人口	人口	測定単位
一人につき	一人につき	単位
一、七七〇	一、〇一〇円	費用用

経費の種類及び測定単位ごとの単位費

					市町村							
-		基金費	三 臨時財政対策債償還	二給与改定費	一臨時経済対策費						基金費	三 臨時財政対策債償還
	和六年度までの各年	平成十七年度から令	臨時財政対策のため	人口	人口	額	ととされた地方債の	こすことができるこ	度において特別に起	和六年度までの各年	平成十七年度から令	臨時財政対策のため
-			千円につき	一人につき	一人につき							千円につき
			四	元. 五. 〇.	一、 〇 一 〇 円							四

千円	地方交付税法等の一部を改正する法律(平成	
	地方団体の人口	該
人	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当	一 人口 官
表示単位	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位
その数値を補正することができる。	総務省令で定めるところにより、その数値を補	りの費用の差に応じて、
「該測定単位に係る種別ごとの単位当た	臨時財政対策債償還基金費に係るものにあっては当該測	情を参酌して、臨時財政
ては人口の多少による段階その他の事	臨時経済対策費及び給与改定費に係るものにあっては	定単位の数値は、臨時経
ころにより算定する。ただし、当該測	の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところ	り、同表の下欄に掲げる
表の中欄に定める算定の基礎によ	数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同	2 前項の測定単位の数位
	額	
	ととされた地方債の	
	こすことができるこ	

二十三年法律第五号)第三条の規定による改正	
(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成	
れた地方債の額	
の各年度において起こすことができることとさ	
定により平成十九年度から平成二十一年度まで	
前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規	
二十二年法律第五号)第三条の規定による改正	れた地方債の額
(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成	できることとさ
とができることとされた地方債の額	に起こすことが
成十七年度及び平成十八年度において起こすこ	度において特別
号)第三十三条の五の二第一項の規定により平	年度までの各年
正前の地方財政法(昭和二十三年法律第百九	年度から令和六
十九年法律第二十四号)第三条の規定による改	のため平成十七

できることとされた地方債の額定により平成二十二年度において起こすことが前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規

二十六年法律第五号)第五条の規定による改正(4)地方交付税法等の一部を改正する法律(平成

での各年度において起こすことができることと定により平成二十三年度から平成二十五年度ま前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規

された地方債の額

(5)

地方交付税法等の一部を改正する法律

(平成

前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規二十九年法律第三号)第三条の規定による改正

定により平成二十六年度から平成二十八年度ま

での各年度において起こすことができることと

された地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和

二年法律第六号)第三条の規定による改正前の

地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定に

より平成二十九年度から令和元年度までの各年

度において起こすことができることとされた地

方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和

五年法律第二号)第三条の規定による改正前の

地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定に

より令和二年度から令和四年度までの各年度に

おいて起こすことができることとされた地方債

(8)の額 すことができることとされた地方債 により令和五年度及び令和六年度において起こ 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定 の額

(令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額 \mathcal{O} 部の令和七年度における交付)

令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和六年度震

第三条

災復興特別交付税額以外の額については、 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内 の額

を、 同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でま

だ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することが

できる。

新法附則第四条の規定により算定された令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附

則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

1 令和六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税

の額の合算額

口 イに規定する合算額から四千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第

二項の規定により令和六年度分の地方交付税の総額に算入された額及び九百八十億円を加算した額

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)

第四条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第三号) の一部を次のように改正

する。

附則第二条の二中「附則第十条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

地方財政の状況等に鑑み、

令和六年度に限り臨時経済対策費、

給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費

を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。